

令和 7 年 3 月 28 日

関 係 各 位

阿見町総務部管財課

令和 7 年度入札契約制度の一部改正について

本町における入札契約制度については、様々な改善に取り組んでいるところですが、阿見町一般競争入札・指名競争入札予定価格公表実施要綱、阿見町低入札価格調査取扱要綱及び阿見町建設工事における現場代理人常駐義務緩和取扱要綱について、次のとおり一部改正しますのでお知らせいたします。

1. 阿見町一般競争入札・指名競争入札予定価格公表実施要綱の一部改正について

1) 適用年月日

令和 7 年 4 月 1 日以降に公告、通知する入札案件から適用

2) 改正の概要

○予定価格の事前公表の拡大について次のとおりとする。

①建設工事 改正前：予定価格事前公表 130 万円以上 2,000 万円未満

改正後：予定価格事前公表 130 万円以上 **5,000 万円未満**

事後公表 5,000 万円以上（※）

②設計業務等

改正前：予定価格事後公表 50 万円以上

改正後：**予定価格事前公表 50 万円以上から 500 万円未満**

事後公表 500 万円以上（※）

※5,000 万円以上の一般競争入札による建設工事と 500 万円以上の設計業務等（建設コンサルタント）の指名競争入札については、これまでどおり事後公表となります。

2. 阿見町低入札価格調査取扱要綱の一部改正について

1) 適用年月日

令和 7 年 4 月 1 日以降に公告する一般競争入札案件で、町入札参加資格審査会が特に必要と認めるものに適用

2) 改正の概要

○失格基準価格を改め、数値的判断基準を導入し、次のとおりとする。

- ①直接工事費の額が予定価格の算出基礎となった額（以下「設計金額」という。）に**10分の9**（機械器具設置工事、管工事、電気工事、電気通信工事にあつては、**10分の7.5**）を乗じて得た額を下回った場合
- ②共通仮設費の額が設計金額に**10分の8**を乗じて得た額を下回った場合
- ③現場管理費の額が設計金額に**10分の8**を乗じて得た額を下回った場合
- ④一般管理費の額が設計金額に**10分の3**を乗じて得た額を下回った場合
- 上記 4 項目の数値的判断基準のいずれかを下回った場合、当該調査対象者は失格となります。

*（改正前）失格基準価格

- （1） 直接工事費の額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額
- （2） 共通仮設費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- （3） 現場管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- （4） 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

3. 阿見町建設工事における現場代理人常駐義務緩和取扱要綱の一部改正について

1) 適用年月日

令和 7 年 4 月から適用

2) 改正の概要

○現場代理人の兼務を認める要件である第 2 条第 1 項第 2 号を次のとおりとする。

①第 2 条 請負者は、次の各号のいずれにも適合する工事の請負を行う場合は、2 件の工事の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、町長が現場代理人を兼務させることが適当でないと判断した場合は、この限りでない。

(2) 各工事における契約金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満であること。

*（改正前）

第 2 条第 1 項第 2 号

(2) 各工事における契約金額が 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満であること。

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

阿見町 総務部 管財課 契約検査係

TEL : 029-888-1111